

投票区・投票所再編案について

本市における投票区・投票所は平成17年4月1日の一市二町合併の際、選挙に係る合意事項で、当面の間は合併前の状況を維持することとされ、旧稲沢市が25か所、旧祖父江町が9か所、旧平和町が6か所の全部で40か所の投票区で再編されました。その後、平成24年4月13日に旧祖父江町地区の歓喜院投票区、旧平和町地区の平和第6投票区が分割・編入され、現在は38か所の投票区で選挙を実施しています。

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者の皆さんが投票しやすい環境を一層整備していくことは、重要な課題です。

現在でも様々な取り組みを実施していますが、投票所においては土足のままの投票、スロープの設置等によるバリアフリー化を進めています。しかし、投票所の環境整備を進める中で、民間の施設を借用しているため市独自で改修を進めることができず、対応が進まない投票所もあります。また投票環境も変化しており、車で来場する方の増加に対応するための十分な駐車場の確保や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため十分なソーシャルディスタンスを保つ広さや換気ができるといった「密」をさける要件を満たすことが必要不可欠です。特に新型コロナウイルス等の感染症対策は喫緊のものであり、先送りができません。

このような状況の中、稲沢市選挙管理委員会では、投票環境を整備し有権者の皆さんが安全な環境の下、安心して投票ができるような投票所にするため、投票区・投票所の状況及び近年の投票環境の変化などを勘案し、新たな統一的な基準により全市域を対象とした投票区・投票所の再編（案）を作成しました。

1. 状況

○市内投票区数 全38投票区

・内、地域の集会所・寺院等の民間の施設を投票所として借用している投票区が9投票区

・内、土足のまま投票ができない13 段差未対応19 駐車場少6

○平成17年4月1日に一市二町合併により40投票区

・旧稲沢市25投票区、旧祖父江町9投票区、旧平和町6投票区)

○平成24年4月13日に2投票区減

・旧祖父江町地区 歓喜院投票区を分割して祖父江投票区と善光寺投票区へ編入

・旧平和町地区 平和第6投票区を分割して、平和第1投票区と平和第5投票区へ編入

投票区・投票所再編案について

2. 目的

○投票に資するため投票環境の向上

投票所のバリアフリー化、土足対応、十分な台数が停められる駐車場の確保等の投票環境を整え、身体の不自由な方、社会的弱者といわれる方などにも十分配慮し、ひいては投票率の向上に繋げる。

○市全体のバランス、公平性

一市二町の合併時に引き継いだ投票区を稲沢全域で同一基準により再設定することで、市域全体の投票区を均等に整備する。

○感染症対策（十分な間隔が確保できる広さ、換気）

感染症が蔓延する中で行われる選挙にも十分対応し、緊急事態・非常事態下であっても、投票所の機能を失わず、維持することができる投票所を確保する。

3. 基準

○投票区を地域の生活拠点である小学校区ベース、投票所を小学校とする。

投票人数が過多となる一部の投票区は、投票区を分割して中学校、市役所、支所等の公共施設を投票所とする。

・学校区の分割基準

1 小学校区での選挙人名簿登録者数が概ね 6,000 人を超えるものは分割する。(表 1 参照)

2 期日前投票所を設置している公共施設(市役所、支所)には投票所を設置する。

○投票所から選挙人住所までは概ね 2 キロメートル以内とする。

4. 再編案

○38 投票区⇒31 投票区(△7)

・内、小学校 23 中学校 4 その他公共施設(市役所、祖父江支所、平和支所、指定管理者管理施設) 4

・内、土足のまま投票できない 13⇒0 段差未対応 19⇒13(順次改修予定) 駐車場少 6⇒0

○再編に併せて、投票区の名称を変更する。

原則、わかりやすくなじみのある「学校名」に合わせる。

○詳細は別紙のとおり

○期日前投票の期間の延長、利用推進の啓発

「リーフウォーク稲沢」での期日前投票の期間を延長し、同時に期日前投票の利用促進の啓発を行う。

投票区・投票所再編案について

5. 開始選挙

- 次回に執行される選挙から

6. 決定・実施予定

- パブリックコメント 令和2年7月1日から令和2年7月31日まで
- 決定（予定） 令和2年8月頃